

相談急増 はがきによる架空請求

【事例】「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というはがきが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなった。どうしたらいいのだろう。

【アドバイス】

●行政機関を装い、文面は、財産の差し押さえを強制的に執行する等と不安をあおり、はがき記載の連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を請求されたり、個人情報を知られてしまったりするケースもあります。

●はがきに書かれている電話番号には「絶対に連絡しない」ようにし、「相手にしない」ことが大切です。不安なことがあれば消費生活センターに相談して下さい。

< 架空請求はがきの一例 >

総合消費料金に関する
訴訟最終告知に関するお知らせ

管理番号●●●●●●

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差し押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 30 年●月●日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関●●●●●●

お問合せ窓口 ●●-●●●●●●-●●●●●●

受付時間 9:00~19:00